

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針に則って、保育所の理念や保育方針の実現に向けた「全体的な計画」を作成しています。「保育の目標」及び「内容」が子どもの発達過程を踏まえており、保育所の特色のある保育や地域性を考慮した、創意工夫が十分に活かされるように編成しています。施設の目的及び運営の方針は「重要事項説明書」に、保育所の理念や保育の方針は「大島保育園のしおり」に明記されています。</p> <p>「全体的な計画」の編成には、保育にかかわる全職員が参画しており、保育指導計画の実施状況の把握や評価・見直しを計画的に、かつ、組織的に行い、次年度に活かしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>保育園を含む施設が「川崎市保育・子育て総合支援センター」として建替えられ、新しく明るく、園内はバリアフリー構造となっています。</p> <p>川崎市保育園共通の「健康管理マニュアル」に基づき、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しています。</p> <p>保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理については、各マニュアルに沿って、保育にかかわる職員が整備しています。また、遊具や用具は、月1回の安全点検を欠かさずに行っています。</p> <p>各クラス内は仕切りや本棚等で“静”と“動”を区切って、年齢に応じた生活と遊びの空間を作っています。絵本コーナーや木育スペースが用意されており、子ども一人ひとりがくつろいだり落ち着いたりできる場所があります。</p> <p>クラス的环境に関する園内研修を行い、職員で意見交換を行ってより良い環境づくりに取り組んでいます。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p>		

「全体的な計画」・「年間保育指導計画」に沿って、子どもの心身の状態や発達過程を丁寧に観察し、的確に把握するように努め、生活の実態に応じた保育を行っています。日々の保育での「エピソード記録」の他、個人記録は児童表に残しています。

自分の気持ちや考えを安心して表現して生活する中で、子どもが自己肯定感を養うことを目標に、保育士との信頼関係を築くことができるように努めています。一人ひとりの子どもを受容する丁寧な保育を職員間で実践しています。

全職員が「保育の質ガイドブック」を用いた園内研修に参加して子どもに対する対応を振り返って理解を深めています。また、各種会議でケースカンファレンスを行い、関係職員で子どもに関する情報を共有して、子どもの成長に合った保育の実践を推進しています。

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
------	---	---

<コメント>

基本的な生活習慣の取得にあたっては、子ども一人ひとりの発達に合わせて、自分でやろうとする気持ちを尊重しており、保育士はサポートすることを心掛けています。

「子どもの発達にとって望ましい環境を考える」というテーマで園内研修を行い、事例検討を重ねて、子どもの生活を見通した環境づくりを実践しています。

乳児クラスでは、日々の乳児連絡帳や個人面談を通して、家庭における保育の状況を共有して保育にあたっています。

幼児クラスでは、看護師・栄養士・保育士の三者が連携してそれぞれの専門性を活かし、生活リズムや元気な身体作りなど、子どもたちが健康に過ごすために必要な事を理解するための集会を計画的に行っています。

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
------	---	---

<コメント>

子どもが遊ぶ様子を常に観察して、主体的に活動できる環境作りを心掛けています。

室内には、絵本・木育等の心身の発達を豊かにするコーナーを設置して、それぞれの遊びが保障されるような環境を工夫しています。

子どもの手の届くところに遊具を置いて自由に遊びを選択できる環境を整え、併せて、遊具の写真等を貼って、自然と片付けを意識する工夫を行っています。

全ての職員が、園内研修（子どもの発達にとって望ましい環境を考える）・木育・散歩・異年齢保育・三者連携などの各プロジェクトに携わり、保育内容と保育環境について討議・検討を行って、豊かな保育を展開していく取り組みを行っています。

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
------	---	---

<コメント>

0歳児の保育は発達過程に配慮してゆるやかな担当制の保育を取り、一人ひとりと愛着関係や信頼関係を育んでいます。
 室内では、歩行が確立している子どもとハイハイの子どもとで空間を分け、発達に応じて遊びの中で体を動かす機会を確保しています。
 園庭やテラスでの遊びでは、少人数のグループ保育を行い、ゆったりと過ごして探索活動を安全に楽しむことができるように配慮しています。
 保護者とは、連絡帳やクラスだより、送迎時の対話で密接に連携して信頼関係を構築し、写真掲示や個人面談・懇談会の機会を通して、子どもの発達状況を伝える工夫をしています。家庭での保育を含めた24時間を通しての発達の援助を実践しています。
 栄養士が離乳食について相談に応じ、丁寧な対応を心掛けています。

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
------	--	---

<コメント>
 1・2歳児の保育については、一人ひとりの子どもの気持ちを尊重し、自我を受け止め応答的に関わる保育を行っています。
 探索活動が十分に行えるように、広い保育室に続くテラスに出て自由に身体を動かし、テラスから園庭へと行くことができる設計になっており、自然の変化を感じたり、飼育物の世話を通じたり、様々なことに興味関心を広げていける環境を用意しています。
 言葉を獲得する時期ならではの、友だちとのやりとりの難しさを保育士が援助することで、一緒に遊ぶ楽しさを伝えるように心掛けています。
 保護者とは、連絡帳・クラスだより・送迎時の対話や各種集会で信頼関係を築き、連携して保育に取り組んでいます。
 今年度はコロナ禍のため異年齢合同保育や外部の年輩の方々との交流ができませんでしたが、散歩中の近隣の方や用務員・給食業者の方等、保育士以外の大人と挨拶や会話を楽しむ体験をしています。

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
------	--	---

<コメント>
 コロナ禍で活動が制限されていますが、子どもが育つ環境として大切にしたいことについて関係職員で話し合いを重ね、日々、保育のあり方を検討しています。
 今年度の運動会は学年ごとに開催し、4歳児の運動遊びでは、友だちと一緒に楽しみ・励まし合う中で一人ひとりの自信に繋げて、仲間意識を育くみました。5歳児は、運動会開催について、子ども同士の話合いを大切にして、互いに認め・協力する力を育みました。3歳児は“うんどうかいごっこ”を行い、4・5歳児の姿を見て、友だちや保育士と一緒に日頃の運動遊びを更に楽しむように努めました。
 保護者には、写真掲示と園だよりの発信で、親子で楽しかったことを共有できるようにしました。
 コロナ禍で幼保小連携交流ができないため、年長担当職員が書面での会議で情報交換を行い、また、町内掲示板に保育・子育て総合支援センターだよりを掲示して大島保育園の園児の様子が伝わる工夫をしています。

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>新設された施設で、障がい者用駐車場・エレベーター設置、バリアフリー構造となっています。大島保育園では医療的ケアが必要な園児を受け入れて、「医療的ケア保育の手引き」に則ったケアを実施しています。</p> <p>ケース検討会や医療的ケア保育会議を実施し、健康状態の共有・現状の共通理解と様々な視点からの助言をもらって振り返りを行って次月の保育に活かしています。カンファレンスで職員の情報共有を図っています。</p> <p>保護者の理解を得て、療育センター等の関係機関と連携し、発達相談や巡回相談を活用して、集団生活における不安解消等の手助けや対応のヒントを得ています。</p> <p>毎月個別指導計画を作成し、長期的な見通しを持った支援を行っています。主治医・専門機関と連携を図ることにより、小学校以降の個別の支援へと繋げています。</p> <p>「インクルーシブ」保育を実践して、障がいの有無に関わらずに必要な保育を一緒に受けて共に育つ環境を整えています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達過程や生活リズム、心身の状態に十分配慮し、担当する複数の保育士が一日の保育の流れを把握した上で、子どもにふさわしい対応ができるように取り組んでいます。</p> <p>長時間にわたる保育によって心身の負担が生じる事がないように、少人数保育を実施して、乳児・幼児と過ごす部屋を分け、家庭的でゆったりとした雰囲気の中で過ごすことができる配慮を怠りません。</p> <p>早出・延長保育時は、「引き継ぎ簿」を活用して漏れのない情報伝達を行い、子どもや保護者が不安を抱く事のないように心掛けています。</p> <p>18時半以降の延長保育では、子どもの生活リズムを視野に入れた年齢に応じた補食を提供しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達を理解し、一人一人の発達過程に基づき「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を職員間で共有して、一貫性を持った保育を計画的に実践しています。</p> <p>「全体的な計画」・「年間保育指導計画」に沿って乳児期からの連続的な保育を行い、小学校以降の生活や学習の基盤を培うようにしています。</p> <p>小学校との連携については、昨年度までは、小学校訪問や他園との年長児交流会等を行い、就学に対する期待へ繋げていましたが、今年度はコロナ禍のため、年長児交流ではカード交換をしたり、隣接する小学校を見るなど工夫し、意識するよう心掛けています。</p> <p>保護者に対しては、懇談会で就学に向けての話をし、個人面談での相談に応じ、丁寧な対応をしています。</p> <p>関係職員が参画して保育要録を作成・送付して小学校教員に引継ぎを行い、保護者にも周知しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		

【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>川崎市公営保育園の「健康管理マニュアル」に基づき、一人ひとりの子どもの健康状態の把握や、感染防止に努めています。</p> <p>毎朝の視診に、クラス担任から子どもたちの様子の他、予防接種や受診等の個別ケースについても聞き取り、関係職員で情報共有・記録を行っています。</p> <p>事故や怪我・体調不良時は速やかに対応し、保護者に電話や迎えの連絡を行う際に、状況等を丁寧に伝えています。</p> <p>4月の保育説明会で、子どもの健康に関する方針・取り組みを伝えて、園で作成した「健康管理年間計画」を配布しています。毎月の「保健だより」で健康に関する情報を保護者に提供しています。SIDSについては、全園児に睡眠チェックを実施し、保護者に掲示して注意を呼び掛けています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <p>園医による乳児は隔月・幼児は年3回の健康診断結果と、毎月の身体測定結果については、乳児は連絡帳や「すこやか手帳」に、幼児は「すこやか手帳」に記入して、保護者に知らせています。</p> <p>年2回の歯科健診後は、歯科健康診査のお知らせを保護者に渡し、虫歯がある場合などは早めの受診を勧めています。歯科健診前に看護師による「虫歯予防」の健康教育を実施しています。</p> <p>保護者には園で作成した「健康管理年間計画」を年初に配布し、毎月の「健康だより」と園内掲示で検診予定を周知しています。「健康だより」には、仕上げ磨きや手洗い等、家庭で注意することや実践できることをお知らせしています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「川崎市公営保育園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、アレルギー疾患等の除去が必要な子どもの配膳は、配膳ワゴン・お盆に名前とアレルギーの種類を記載して、調理担当・担任等で複数チェックを行い、別テーブルで提供しています。</p> <p>アレルギー疾患については、半年ごとの受診・除去食申請の見直しと、面談で内容を確認して書類提出をしてもらっています。個々の除去食については「除去食個別対応一覧表」で周知・共有しています。</p> <p>保護者には保育説明会でアレルギー疾患児への対応について説明し、個別に対応しています。</p> <p>医療的ケアが必要な園児については、主治医の指示に従い、保護者と体調面の確認を丁寧に行い、半年ごとに「医療的ケアに関する確認書」に基づき面談を行い、安全に適切なケアに努めています。心身共に健やかに成長・発達できるように、園の行事への参加等で配慮しています。</p>		
A-1-(4) 食事		

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に沿って、大島保育園「食育年間計画」を作成しており、年齢や個々の発達に合わせて食形態・食事を調整し、年齢に合わせた食器具を使用して、一人ひとりの食欲と食べる意欲を伸ばしています。</p> <p>コロナ禍のため、保育室での主食の盛り付けや、収穫物を使用した調理保育はできませんでしたが、野菜の栽培を行い、三者連携(保育士・看護師・栄養士)による夏の健康や生活リズム等をテーマにした集会を計画して、子どもたちが食べ物や料理に興味・関心が高まる取り組みを実施しています。給食室がガラス張りになっており、日々、調理の様子や匂いなど、食を五感で学ぶ機会となっています。</p> <p>保護者には、「食育年間計画」と毎月の「給食だより」を配布して、献立を通して伝えたいことを掲示や展示食で伝え、家庭と連携して食育を進めています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食調理は直営で、献立は市内統一ですが、離乳食や除去食、刻みなどの配慮食に対応しています。</p> <p>クラスごとに子どもの喫食状況や残食量を「喫食状況記入表」に記し、栄養士および調理担当は検食簿で確認した後、次回の献立や調理に反映しています。調理関係のスタッフ全員で、子どもの食べやすさを考慮した調理方法を工夫しています。必要に応じて個人状況簿を記入し、離乳食については個人経過記録に綴っています。</p> <p>栄養士は毎日クラスを巡回して、子どもたちの食事状況や好きな献立、苦手な食材などを把握し、「給食日誌」に記録しています。</p> <p>毎月の給食会議では、献立や子どもの喫食状況、発育状況等を、全職員で共有しています。季節の献立や行事食、会食を取り入れており、献立や盛り付けを工夫し関心を持てるようにし、テーブルクロスを用意するなど食事を楽しめる機会を設けています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p>		

保護者とは、送迎時の対話や連絡帳(乳児)等で情報交換を行っています。
 年度初めの保育説明会で、保育内容や意図等を説明しています。
 今年度はコロナ禍で保育説明会の開催が出来なかったため、園内掲示にて周知を図り、更に各クラスに保育内容を記入したファイルを置き、自由に閲覧できるようにしました。
 「園だより」・「保健だより」・「給食だより」を毎月発行して、保育内容や子どもの成長を、保護者が確認・共有できるようにしています。
 今年度は保育参観・保育参加ができないため、新入児の保護者には園生活をビデオに収め、動画にて保育園生活の理解を得る機会を設けています。
 「クラスだより」や掲示で、園での子どもの活動や様子を、写真や絵を用いて知らせ、「見える保育」を心掛けています。
 家庭の生活・発達状況等の情報交換の記録は個人面談記録に記し、関係職員が情報を共有して保護者支援に努めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
-------	--------------------------------------	---

<コメント>
 日頃から保護者とのコミュニケーションをもち、信頼関係を構築して、いつでも相談しやすい環境を整えています。
 必要に応じて個人面談を実施しており、個人面談時は周囲に聞かれることのないよう面談室を使う等の配慮をしています。
 園には発達相談支援コーディネーターが8名おり、いつでも相談に応じる体制を整備して、保護者にも周知しています。相談を受けた保育士が適切に対応できるようにしていますが、相談内容に応じて看護師、栄養士等の専門職が対応することもあります。
 相談内容は個人面談記録に記入し、職員間で共有しています。
 また、川崎区保育・子育て総合支援センターとして地域における子育て支援を行っており、一時預かり保育事業など、関係機関と連携を取りながら問題やニーズ、置かれている状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭にとって最適な支援ができるようにしています。

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-------	--	---

<コメント>
 子どもの心身の状況や状態、保護者の状況に気を配り、保護者からの相談がある場合には支援を行いながら、虐待発生の早期発見・予防に努めています。
 虐待が疑われる場合は園長を中心に通報の必要性を検討し、通報の必要性があれば「川崎市児童虐待対応ハンドブック」に沿って、園医、児童相談所、川崎区地域みまもり支援センター、川崎市児童虐待防止センター等との連携を図り迅速に対応しています。
 要保護児童対策協議会のケースは、必要に応じて個別支援会議や関係機関と連携し情報の共有をしています。
 園独自に虐待防止ノートを作成し、園内での勉強会を実施しています。「川崎市子どもの権利に関する条例」について園内研修で職員に周知を図り、保護者に対しては懇談会等で説明する場を設けています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果
--	---------

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが心豊かに育ち、保護者が安心して子どもを預けることが出来ているかという視点で子どもの理解を職員共通の軸として、保育指導計画や保健計画・食育計画に基づいた保育を実践しています。</p> <p>職員間の発見や気づきを評価・改善の循環の継続として組織的・計画的に評価と見直しを行っています。</p> <p>PDCAサイクルに基づいた自己評価を行い、次の保育実践に繋げています。毎月エピソード記録をとり、乳児・幼児の会議の中で意見交換を行い、学び合う中で意識の向上に繋げています。</p> <p>現在、今年度改定された厚生労働省の自己評価ガイドラインに沿って個人の自己評価・園の自己評価についてプロジェクトを組んで検討中です。</p>		